

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋清武君） 日程第10、議案第4号 松崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第4号 松崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。詳細は担当から説明いたします。

（健康福祉課長 新田徳彦君 提案理由説明）

○議長（土屋清武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○2番（伴 高志君） この議案は先ほどの税条例の関連というふうに考えても・・・。

税条例の関係のところちょっと1点聞き漏らしたところなんですけれども、この資産割をなくすことによって保険料が下がる人と上がる人の違いというのは・・・。

○議長（土屋清武君） 伴議員、第4号議案ですので・・・。

（伴議員「失礼しました」と呼ぶ）

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第4号 松崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(土屋清武君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。